

# 「国の研究開発投資に対応した知的財産の創出と確保」 に関する論点整理(案)

## 1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発

- 総合科学技術会議等の科学技術政策立案機関と特許庁の連携を強化し、「特許マップ」、「重点 4 分野の特許動向速報」、「技術動向調査」などの特許情報を戦略立案に有効活用すべき
- 国の研究開発課題の選定等に当たり、特許情報等の事前調査も踏まえて行い、戦略的に国費を投入(大学等における研究者の自由な発想に基づく基礎研究も重視)
- 研究開発進行中も、研究者が技術情報として特許情報をリアルタイムにモニターできるよう、大学等にも国内外の特許情報(公開公報・特許公報)の検索環境を整備。
- 特許の検索環境を整備し、特許情報を学术论文と同様に引用することができるようにすべき。

## 2. 研究開発成果の権利化の促進

- 研究開発機関において発生する海外出願費用・弁理士費用等の特許出願に必要な予算を拡充
- 研究開発実施段階からの知的財産の発掘・支援を行うため、大学等の研究機関ごとに、民間の専門家を活用するなど、知的財産管理機能を有する組織体制を整備すべき。
  - この体制の下、専門人材の活用により戦略的な権利化を促進(出願すべき特許の評価、関連特許との組み合わせ等)
  - 海外への積極的な出願を促進(PCT 出願の活用等)
- 大学等においては、研究者の知的財産に対する意識向上を図るとともに、知的財産管理事務を行う人材の育成を図るべき。

### 3. 研究開発成果の商業化の促進

- 日本版バイ・ドール条項を各省庁のすべての委託研究に適用を拡大すべき
- バイ・ドール条項を、わが国の産業競争力強化等国益の観点から、国内生産優先に関する規定を有する米国バイ・ドール制度に準じた見直し
  - バイ・ドール条項適用のルールの明確化(海外特許の扱いなど)
- 民間から国への委託研究の成果の取扱いの柔軟性の確保(民間の持分を2分の1までとする研究交流促進法第7条、施行令5条関係)
- 民間等の人材も活用し、柔軟な契約交渉が可能となる組織体制を整備
- 国有特許の譲渡の円滑化

### 4. 知的財産を重視した大学等の研究開発システム改革

- 研究開発成果たる知的財産を大学等の機関帰属の徹底
  - 特許費用の予算措置
  - 発明者に商業的利益の配分
  - ライセンス等の実績に関する評価体制の整備(一定期間の実績評価に基づいて、予算措置の見直しを行う)
- 大学等において、知的財産の管理を行うための体制を整備(専門家の配置と組織の整備)
- 大学等において「発明者」は真の技術的創作者とすべきことを徹底する。(「発明者」の趣旨や解釈事例を周知)
- 関連省庁は連携して、知的財産の管理に必要な指針(組織内規定の骨子)を提供
  - 教職員・研究員・学生等の知的財産権及びその他知的資産(例えば、マテリアル等)にかかる権利の帰属、移転、利益配分、その他の取扱いについて
  - 産学共同研究における知的財産の取扱いについて
- 大学等における知的財産活動・TLO 活動の支援強化
- 関連省庁の連絡会議において、知的財産に関する大学支援施策(例えば、税制面の優遇措置、特許料の減免、早期審査など)の取りまとめと PR、並びに必要に応じて、総合調整を行う。
- 大学教官・研究者等の評価において、特許を論文と同様に重視する。